平成２３年（フ）第５４４号
兵庫県姫路市香寺町相坂771番地３
債務者　笹倉　啓三
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６７号
島根県出雲市大社町杵築南1364番地11
債務者　長岡　永知
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４２２号
広島市南区東雲本町１丁目１番23―301号
債務者　岩井　宏和
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３６号
広島市西区南観音１丁目３番５号
債務者　石橋　　歩（旧姓春木）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１２号
広島県東広島市西条御条町４番10―101号
レストマンション
債務者　村上　利文
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２９号
広島市安芸区矢野南４丁目１番27―201号
バーディーテラス
債務者　定廣　和也
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３４号
広島市佐伯区五日市中央２丁目９番１―602号
債務者　西田　勝美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７８号
福岡市早良区原８丁目38番35号
債務者　新　　亜弥
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１７０号
福岡市西区小戸１丁目35番６―401号
債務者　大嶋　昭一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５８号
福岡市東区香椎駅前３丁目９番７号
債務者　木村　芳任
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４５９号
福岡市東区美和台５丁目12番２号
債務者　木村　好宏
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９８号
福岡県糸島市志摩御床2165番地57
債務者　佐藤ヱミ子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８６号
福岡市東区城浜団地46番507号
債務者　松嶋よしえ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６１９号
福岡市東区貝塚団地10番202号
債務者　小玉　一徳
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５６号
福岡県春日市春日原南町３丁目11番地２ドエル春日公園102号
債務者　塚本　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７５７号
福岡市早良区飯倉３丁目25番11―101号
債務者　山内　正和
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８１号
福岡市博多区竹下４丁目11番７―101号
債務者　萩尾久美子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１６号
福岡市東区香椎５丁目２番10―202号
債務者　遠藤　　武
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部